

2025年3月



葵総合経営センターだより

特集

令和7年度税制改正のポイント

発行人 葵総合経営センター
代表 杉浦 康晴

〒460-0012

名古屋市中区千代田三丁目14番22号

TEL<052>331-1740(代表) FAX<052>339-1816

E-Mail aoi@aoi-cms.com

URL <http://www.aoi-cms.com/>



「桂浜」

目次

- | | | | |
|---|----------------|---|----------------|
| 2 | AIの活用 | 6 | 育児・介護休業法改正について |
| 3 | 他者との比較を超えて | 7 | 代襲相続人 |
| 4 | 令和7年度税制改正のポイント | 8 | ご案内 |

No.610

AIの活用

センター代表 杉浦 康晴

ビジネス環境は急速に変化しており、その中でも特に注目されているのがAI（人工知能）の進化と活用です。かつては大企業向けの技術という印象がありましたが、クラウドサービスの発展により、中小企業でも低コストで導入できるようになりました。AIを活用すれば、業務の効率化やコスト削減、新たなビジネスチャンスの創出も可能になります。

近年、生成AIの技術が発展し、文章作成、データ分析、顧客対応など、さまざまな業務で活用されています。例えば、ChatGPTを利用すれば、社内の報告書やメールの下書きを作成でき、業務負担を軽減できます。また、AIチャットボットを導入することで、問い合わせ対応の自動化が可能になり、対応時間を削減できます。さらに、経理ソフトのAI機能を活用すれば、請求書処理や経費精算の自動化が進み、経理業務の効率向上も期待できます。

AI導入のポイントは、どの業務をAIに任せるのかを明確にすることです。AIはルーティン作業の自動化が得意ですが、創造的な判断や人間関係の構築には向いていません。例えば、問い合わせの一次対応はAIに任せ、重要な商談やクレーム対応は人間が行うといった役割分担が有効です。こうした仕組みを導入すれば、業務の効率化と顧客満足度の向上を両立できます。

AIを活用する際は、セキュリティ管理も重要です。クラウド型AIツールを使用する

場合、顧客情報や機密データの適切な管理が求められます。情報漏えいのリスクを抑えるため、AIの利用範囲を明確にし、社内の運用ルールを整えることが大切です。また、従業員にAI活用の基本を教育することで、安全かつ効果的な導入が可能になります。

AI時代に求められるのは、「AIにできること」と「人間がやるべきこと」を整理し、バランスよく活用する視点です。AIが得意な業務は自動化しつつ、人間ならではの創造性やコミュニケーション力を活かすことで、より強い組織を作ることができます。また、従業員のデジタルスキル向上も欠かせません。社内研修を行い、AIツールの活用スキルを高めることで、よりスムーズな導入が可能になります。

さらに、AIを活用することで新たなビジネスチャンスを生み出すこともできます。例えば、顧客データを分析し、一人ひとりに最適なサービスを提案する「パーソナライズドマーケティング」は、AIの発展によって可能になった新しいビジネスモデルの一例です。中小企業でもAIを活用することで、顧客ニーズを深く理解し、付加価値の高いサービスを提供できるでしょう。

AIの導入は大きな変革をもたらしますが、すべてを一度に取り入れる必要はありません。まずは身近な業務から試し、徐々に活用の幅を広げていくことが大切です。時代の変化に対応しながら、より強い企業づくりを進めていきましょう。

他者との比較を超えて

—成長に向けた新しい消費者意識の活用法—

葵経営コンサルタント 中島 和人

1月22日に日経MJに掲載された「2025年の消費行動」と題されたトレンド予想の記事の中で、「自分が一番」というキーワードが取り上げられました。その内容は、SNSの普及により、他者との比較が避けられない状況が生まれ、その結果、競争から解放され、自分の価値観を重視する傾向が、特に若年層では強まっているというものです。例えば、『推し活』が挙げられます。それは他者と競い合うものではなく、自分が心から楽しめるものを追い求める活動であり、社会的なトレンドや他者との比較に囚われることなく、自分自身の喜びを重視し、外部の評価を気にすることなく行う楽しみ方とも考えられます。

この傾向は若者だけでなく、中高年層にも広がっています。例えば、定年後に趣味または新たな挑戦として、絵画や陶芸など自己表現を楽しむ人が増えていることがその事例です。これも他者との比較ではなく、自分の内面に向き合い、自己表現をする活動です。

また、健康や生活の質を重視する人も増えており、自分に合った健康法や食習慣を選ぶ動きが活発化しています。フィットネスやヨガに積極的に取り組み、他者との比較ではなく自分らしい生き方を大切にしています。

医療機関の経営において、この「自分が一番」という意識変化は活用できないでしょうか。例えば、生活習慣病管理料です。患者へのメリットがありながら金銭的な負担が大きく、算定はなかなか難しいと言われます。しかし、患者自身の主体性を重視したアプロー

チを取り入れることで、状況を変えられないでしょうか。例えば、生活習慣病の管理を通じて、患者が「自分の健康を自分で管理する」という意識を強化し、健康維持に積極的に取り組む姿勢を育むことを目指すのはいかがでしょうか。治療計画を単に医療者が提示するのではなく、患者と医療者の「共同プロジェクト」と位置づけ、患者のライフスタイルや価値観を考慮した目標を設定することで、「自分のために作られた治療計画」と実感してもらえます。さらに、それは患者の自己肯定感を高め、より前向きな取り組みへとつながるのではないのでしょうか。また、目標設定を数値の改善に留めず、患者自身の未来のビジョンを反映させることはいかがでしょうか。例えば、「家族との楽しい時間を増やすために健康を取り戻す」「趣味のアウトドアを楽しむために体調を整える」といった個別の目標を設定することで、患者のモチベーション向上につながるのではと考えます。

これらはアイデアに過ぎず、さまざまな要因もあり実践は難しいかもしれません。しかし、「自分が一番」を重視する消費者は確かに存在し、生活の質向上には積極的な投資を惜しみません。さらに、自己肯定感の向上や目標達成感といった感情的な価値を加えられるならば、患者はその価値を歓迎し、従来のサービスとは異なる意味を見出し、受け入れる姿勢が変わるかもかもしれません。

社会の変化を読み解き、経営に活かすことは、成長につながる重要な要素と考えます。

令和7年度税制改正のポイント

葵総合税理士法人 長谷川 直明

【個人所得課税】

1 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応
(国税)

(1) 基礎控除

- ① 基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額を10万円引き上げる。
- ② 上記①の見直しの結果、基礎控除の額は次のとおりとなる。

イ	合計所得金額が2,350万円以下である個人	58万円
ロ	合計所得金額が2,350万円を超え2,400万円以下である個人	48万円
ハ	合計所得金額が2,400万円を超え2,450万円以下である個人	32万円
ニ	合計所得金額が2,450万円を超え2,500万円以下である個人	16万円
- ③ 上記①の見直しに伴い、公的年金等に係る源泉徴収税額の見直し等の所要の措置を講ずる。

(注1) 上記の改正は、令和7年分以後の所得税について適用する。なお、給与等及び公的年金等の源泉徴収については、令和8年1月1日以後に支払うべき給与等又は公的年金等について適用する。

(注2) 上記の改正に伴い生ずる公的年金等につき源泉徴収された所得税の額に係る超過額について、当該公的年金等（確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける年金等を除く。）の支払者から還付等をするための措置を講ずる。

(2) 給与所得控除

- ① 給与所得控除について、55万円の最低保障額を65万円に引き上げる。
- ② 上記①の見直しに伴い、給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表、年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表等について所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、令和7年分以後の所得税について適用する。なお、上記②

の給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）及び賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の改正については、令和8年1月1日以後に支払うべき給与等について適用する。

(3) 特定親族特別控除（仮称）

- ① 居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等（その居住者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、合計所得金額が123万円以下であるものに限る。）で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額等から次のとおりの控除額を控除する。

親族等の合計所得金額	控除額
58万円超85万円以下	63万円
85万円超90万円以下	61万円
90万円超95万円以下	51万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

【防衛力強化に係る財源確保のための税制措置】

(1) 法人税

- 各事業年度の法人税額に4%の税率を乗じて計算した金額を、防衛特別法人税（仮称）として課す。
- 課税標準となる法人税額から基礎控除額（年500万円）を控除する。
- 防衛特別法人税は、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。

(2) 所得税

- 所得税については、いわゆる「103万円の壁」の引き上げ等の影響も勘案しながら、引き続き検討する。

(3) たばこ税

- 令和8年4月1日から実施する加熱式たばこの課税方式の見直しについては、激変緩和等の観点から、2段階（令和8年4月および令和8年10月）で実施することとする。

(参考資料) 令和7年度税制改正の大綱

育児・介護休業法改正について ~令和7年4月施行~

葵労務管理事務所 近藤 美千栄

男女ともに仕事と育児・介護の両立を支援するため、育児休業や介護休業に関する法律の一部が改正され、段階的に施行されます。今回は、令和7年4月施行の改正内容について、休業期間の延長や取得要件の変更、事業主側の対応が求められる点などをご案内します。

(1) 子の看護休暇の見直し【義務：就業規則等の見直しが必要】

子の看護休業の対象となる範囲が小学校3年生修了まで拡大されるとともに、取得できる用途に感染症に伴う学級閉鎖や入園（入学）式、卒園式が追加されます。

(2) 所定外労働の制限（残業免除）の対象拡大【義務：就業規則等の見直しが必要】

請求可能となる労働者の範囲が、小学校就学前の子を養育する労働者まで拡大されます。

(3) 短時間勤務制度（3歳未満）の代替措置にテレワーク追加【選択する場合は就業規則等の見直しが必要】

短時間勤務を利用できない業務の労働者への代替措置にテレワークが追加されます。

(4) 育児のためのテレワーク導入【努力義務：就業規則等の見直しが必要】

3歳未満の子を養育する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、事業主に努力義務化されます。

(5) 育児休業取得状況の公表義務適用拡大【義務】

従業員300人超の企業に、育児休業等の取得状況を公表することが義務付けられます。

(6) 介護休暇を取得できる労働者の要件緩和【労使協定を締結している場合は就業規則等の見直しが必要】

(7) 介護離職防止のための雇用環境整備【義務】

介護休業や介護両立支援制度等の申出が円滑に行われるようにするため、事業主は以下①~④のいずれかの措置を講じなければなりません。

①介護休業・介護両立支援制度等に関する研修の実施 ②相談体制の整備(相談窓口設置)

③自社の労働者の介護休業取得・介護両立支援制度の利用の事例の収集・提供

④自社の労働者への介護休業・介護両立支援制度等の利用促進に関する方針の周知

(8) 介護離職防止のための個別の周知・意向確認等【義務】

①介護に直面した旨の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認

②介護に直面する前の早い段階（40歳等）での情報提供

(9) 介護のためのテレワークの導入【努力義務：就業規則等の見直しが必要】

要介護状態の家族を介護する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが事業主に努力義務化されます。 引用：厚生労働省ホームページ (<https://www.mhlw.go.jp>)

代襲相続人

弁護士 長谷川 留美子

代襲相続人という言葉はご存知でしょうか。相続人になるべき人が、相続される被相続人より先に亡くなってしまったときに、亡くなった相続人に代わって相続人になる人を代襲相続人といいます。

例えば、被相続人の子が被相続人より先に亡くなっていた場合には、子の子、つまり孫が代襲相続人になります。また、被相続人にも親も祖父母等もおらず兄弟姉妹が相続人になるときに、兄弟姉妹が被相続人より先に亡くなっていたときにも、亡くなった兄弟姉妹の子が相続人になります。

それでは、被相続人の養子が被相続人より先に亡くなっていた場合にはどうでしょうか。養子も相続人ですが、この場合は、養子の子が常に代襲相続人になるわけではありません。養子縁組のあとに生まれた養子の子は代襲相続人になりますが、養子縁組の前に既に生まれていた養子の子は代襲相続人になりません。なぜならば、子の代襲相続人は、被相続人の直系卑属（自分より後の世代でまっすぐに血のつながった親族のことをいい、子や孫、ひ孫等のことをいいます。）に限られるからです。すなわち、養子縁組によって養子と養親（この場合は被相続人）の間には血族間におけるのと同じの親族関係が生じるため、その後に生まれた子は被相続人の直系卑属になります。しかし、養子縁組の前に既に生まれていた養子の子は、被相続人との間に親族関係が発生しないため、被相続人の直系卑属、つまり孫にはならないとい

うことです。被相続人が亡くなったときに養子が生きていれば、被相続人から養子が財産を相続し、その後養子が亡くなったときに、養子縁組前に生まれていた子も養子が相続した財産を相続できたはずですが、養子が被相続人より先に亡くなることによって、養子縁組前に生まれていた子は被相続人の財産を相続できなくなってしまうのです。

さて、先だって、最高裁判所において以下のような判決が出されました。

被相続人の兄弟姉妹が被相続人の親の養子である場合に、養子縁組前に生まれた養子の子は、養子の代襲相続人にはなれない、というものです。その理由は、養子縁組前に生まれていた養子の子は、被相続人との間に親族関係が生じないからです。前記の、被相続人の養子の子について述べたところからすれば、この判決の内容は予想できるものといえます。

高齢化社会になって長生きされる被相続人が多くなり、相続人が先に亡くなっている例が結構あります。特に、子供のいない方が被相続人になる場合、兄弟姉妹が相続人になるため、年齢的に亡くなっている方が多くなります。そうすると、代襲相続人が登場します。

3月の税務・労務



- 10日◇源泉所得税の納付
住民税特別徴収額の納付
- 17日◇令和6年分所得税の確定申告、
確定損失申告書の提出及び納付
◇令和6年分所得税の
総収入金額報告書の提出
◇所得税の青色申告の承認申請
◇確定所得税額の延納の届出
◇贈与税の確定申告及び納付
◇個人住民税の申告
◇個人事業税の申告
◇個人の事業所税の申告及び納付
- 31日◇個人事業者の消費税・地方
消費税の確定申告及び納付
◇令和7年1月決算法人の確定
申告、7月決算法人の中間申告、
4月・7月・10月決算法人の
消費税中間申告（400万円超）
◇令和7年1月決算法人の
事業所税申告及び納付
◇土地・家屋価格等縦覧帳簿の
縦覧期間の開始（公示による）

4月の税務・労務

- 10日◇源泉所得税の納付
◇住民税特別徴収額の納付
- 15日◇給与支払報告に係る給与所得者
異動届出書の提出
- 30日◇令和7年2月決算法人の確定
申告、8月決算法人の中間申告、
5月・8月・11月決算法人の
消費税中間申告（400万円超）
◇公共法人等の住民税均等割の
申告及び納付
◇固定資産税及び都市計画税
第1期分の納付
◇令和7年2月決算法人の
事業所税申告及び納付



ご案内

●康友会からのお知らせ

【会員様対象無料法律相談日(予約制)】

令和7年 3月 18日(火)

令和7年 4月 18日(金)

令和7年 5月 21日(水)

弁護士 長谷川 留美子

●センターからのお知らせ

【無料よろず相談日(予約制)】

令和7年 3月 18日(火)

◎休日のお知らせ

R7年 3月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

4月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

各種お申し込み、お問い合わせは

葵総合経営センター TEL(052)331-1740 総務まで

編集

葵総合経営センター・康友会ニュース

『広報委員会』

秋山達也 長谷川直明 早川毅

加藤紀男 都築玲香

今年の1月は少し暖かい日がありましたが、2月前半は立春寒波の影響により寒い時期になります。また、コロナウイルスが2類であったときより消毒等の感染症対策意識が薄れている為かインフルエンザが流行っております。2月、3月は確定申告があるため繁忙期となりますが寒暖差による体調不良やインフルエンザにかからないよう体調に気を付けて生活していきたいと思っております。

秋山達也